

## 《 所得拡大促進税制の創設 》

2013年度の税制改正にて、雇用を拡大した場合に税額が控除される「所得拡大促進税制」が創設されました。

企業が2013年4月1日から2016年3月31日までの間で、給与支給額が一定の要件を満たした場合には、その給与等の増加額の10%相当額の税額控除ができます。ただし、当期の法人税額の10%（中小企業者等は20%）が限度となります。

一定の要件とは

- ・ 雇用者給与等支給増加額（雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額）の基準雇用者給与等支給額に対する割合が5%以上であること
  - ・ 前事業年度の給与支給額を下回らないこと
  - ・ 前事業年度の給与平均額を下回らないこと
- 従業員数が増えている会社は、確認してみてください。